

令和 5 年 5 月 20 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01288

研究課題名（和文）君主制原理の現代的意義

研究課題名（英文）The Modern Significance of the Monarchical Principle

研究代表者

長谷部 恭男（Hasebe, Yasuo）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：80126143

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、先行する筆者の研究に引き続き、君主制原理の核心的理論と、それから派生するさまざまな制度や法理を分析した。君主制原理は、国家の全統治権を君主が本来掌握していること、しかしその実際の行使にあたっては、君主自らが定めた憲法にしたがって行使することを意味する。大日本帝国憲法4条の「天皇は国の元首にして統治権を総攬し此の憲法の条規に依り之を行ふ」という規定は、君主制原理を明確に規定している。

本研究では、君主制原理の理論的核心を改めて日本およびヨーロッパ各国の歴史に照らして確認するとともに、君主制原理と国家法人理論および人民主権原理との相剋を理論と実践の両面にわたって分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

カントの法治国理論を淵源とし、日本へは美濃部達吉等によって継受された国家法人理論が、君主制原理（天皇主権原理）とは両立不可能であり、そのため天皇機関説事件を契機に、激しく攻撃されたこと、美濃部の継受した国家法人理論は、宮沢俊義等の後の世代には正しく伝えられることがなく、いわば奇形の法理や制度像として現代の教科書類にはあらわれること、宮沢の理論は必ずしも美濃部の理論より「進化」しているとは言い難いこと等を指摘した。また、旧憲法下における天皇制と現憲法下における天皇制の原理的な違いを浮き彫りにし、類似の制度であっても全く異なる意義を用いることを指摘した。

研究成果の概要（英文）：This research, based on my previous researches, analyzed the theoretical core of the monarchical principle as well as various institutions and doctrines derived from it. This principle argues that the prince originally assumes the entire state power but when exercising them he does so in accordance with the dispositions of the constitution he himself enacted. Article 4 of the constitution of the empire of Japan, which stipulates that the emperor is the head of state, combining in himself the rights of sovereignty, and exercises them in accordance with the provisions of the present constitution, exactly expresses the principle.

This research confirmed the theoretical core of the monarchical principle in light of the history of Japan and European countries, and analyzed the conflicts between the principle and the state-corporation theory as well as the popular sovereignty principle, both in their theoretical and practical aspects.

研究分野：公法学

キーワード：君主制原理 国家法人理論 人民主権原理

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初は、君主制原理について、わが国の公法学界ではなお理解が普及しておらず、同原理がフランスにその起源を有すること、その後ドイツ諸邦で受容され、それがさらに大日本国憲法制定時に日本に導入され、天皇主権主義となったこと等は、広く理解されていたとは言えなかった。とりわけ、天皇主権主義が日本独自の伝統的な原理として誤解され、「万邦無比」あるいは「万世一系」等の神話的色彩を伴って受け止められてきたこともあり、君主制原理の由来やその理論的特質に関する確かな理解は広がりや欠けていた。君主制原理は、国家の全統治権を君主が本来掌握していること、しかし、その実際の行使にあたっては、君主自らが定めた憲法にしたがって行使されることを意味する。大日本国憲法では第4条の「天皇は国の元首にして統治権を総攬し此の憲法の条規に依り之を行ふ」という条文が、君主制原理を明確に規定している。

本研究に先行する筆者の研究「君主制原理の生成と展開」等を通じて、これらの事実はようやく日本の学界で理解が拡大してきたと言える。本研究は、先行する筆者の研究に引き続き、君主制原理に由来する諸法理・諸制度の意義と帰結が何かを問い直し、日本国憲法下の諸制度の歴史的基層の理解に貢献しようとするものであった。

2. 研究の目的

本研究では、先行する筆者の研究に引き続き、君主制原理の理論的核心を確認するとともに、日本を含む現代の諸憲法に残存するその遺産と言うべき法理や制度を分析することを目的とした。君主制原理の歴史的系譜やその理論的・実践的帰結は、日本の公法学界では従来、強い関心を集めることがなく、また相互の関連が意識されることなく、個別の制度ごとに独立に検討されることがほとんどであった。

君主制原理の根幹にあるのは、主権者たる君主の「自己制限」という思想である。全能の神が自らを制限して自然法則によって支配される世界を創造したように、全能の主権者たる君主は、自らを制限して法によって支配される国家を創設したものと想定されている。中世神学において、自己制限した神は全能と言い得るのか、それとも実は制限は実効的なものではなく、神は文字通り全能であり続けているのかが問われたのと同様に、君主制原理についても、自己制限した君主はなお主権者と言い得るのか、それとも実は君主主権に対する制約は実効的なものではないのか、という原理的疑問は残り続ける。

大日本帝国憲法下で学界の通説となった美濃部達吉の国家法人理論は、君主制原理に立脚するものではなく、むしろ、それと対立するものであった。美濃部は、天皇が統治権の本来の保有者であるとの君主制原理(天皇主権原理)を法学的には成り立ち得ない議論として法学外へと放逐し、統治権は国民によって構成される社団法人としての国家に帰属するとした。国家法人理論は、19世紀の後半、ゲルバーおよびラーバントによって確立されたもので、国家をめぐる法現象を法人たる国家とその機関との授権関係、機関相互の支配・服従・並存関係、法律を典型とする国家の意思とその執行の関係等として把握することで、公法学を私法学と同等の法律学とすることを標榜した。こうした法律関係に還元し得ない概念や言辞は、単に「政治的」なものとして法律学の域外へと分別され、処分されるべきこととなる。

他方、君主制原理は民主政(人民主権原理)とも根底的に対立する。そのことを指摘したのは、カール・シュミットである。シュミットによれば、真正の君主制原理は宗教的に根拠づけられるとともに、父権によっても根拠づけられる。神からの授権と父権思想が君主主権を根拠づける力が弱まるにつれて、君主の権威は家産の観念、官僚制による支持、人民の代表等の諸観念によって正当化されるにいたる。憲法制定権力という概念を額面通りに受け止めるシュミットに従うならば、神話的色彩を拭い去られた君主制原理、つまり法学的理論へと縮減された君主制原理は、真の君主制ではもはやない。君主は力を失い、正当化された権威のみを保持し、実際の政治は国民を代表する議会によって担われる議会君主政(イギリス、ベルギー等)へと移行する。

君主制原理を廃棄し、人民主権原理を受け入れた日本国憲法下においても、君主制原理の名残と考えられるさまざまな制度や法理がいまだに機能し、あるいは言及される。実質的法律概念の構成に関連して侵害留保の原則が語られること、国会の「最高機関」制の含意として帰属不明の権限について「権限の推定」が働くこととされること、衆議院の解散権など、実質的決定権の所在が不明確な天皇の国事行為について、内閣の「助言と承認」が内閣への実質的決定権帰属の根拠となるとされること等がそれにあたる。

さらに、君主制原理に立脚する憲法(欽定憲法)は、人民が本来の憲法制定権者だととらえる人民主権論からすると、典型的な「押しつけ憲法」だということになる。押しつけ憲法は、外国から押しつけられるものとは限らない。この点で、君主制原理は、憲法制定権力論とも深くつながりを持つこととなる。

本研究では、君主制原理の歴史的系譜、その理論的核心、さまざまな派生的制度の研究を押し進めるとともに、国家法人理論や人民(国民)主権原理など、君主制原理と対立する法原理との相剋を炙り出すことで、現代国家において君主制原理がなお有するさまざまな含意を探究しようとした。

さらに、日本国憲法下の天皇制は、人民主権原理に立脚する現憲法下の特殊な制度であるが、いまだに君主制原理に立脚する大日本帝国憲法下の天皇にかかわる諸制度との距離に照らしつつ理解されることが多い。この点では、戦前の国体を日本固有のもの むしろ、本来の君主制原理にもとづくもの としてとらえ、西欧各国の君主制を本来、共和制であった国家がかりそめに君主制の姿をとったものとして理解する上杉慎吉の議論に、なお参照すべき点がある。

3. 研究の方法

本研究では、君主制原理およびそれに関連する諸制度、君主制原理と根底的に対立する法原理およびそれに関連する諸制度に関する文献、資料等を広く渉猟して読み込むとともに、それらにもとづく研究成果を邦文のみならず英語によっても公表し、国内のみならず海外の研究者とも、国際学術会議等での情報の交換と意見の交流を行うことを試みた。

早稲田大学は研究環境としては比較的恵まれているものの、君主制原理をめぐる新たな研究動向を踏まえた研究成果が陸続として公表・交換されている状況もあり、なお、関連する文献・資料等の渉猟・収集には相当のコストを費やすこととなった。たまたま世界的な新型コロナウイルスの交流時期と重なったこともあり、内外の研究者との交流は、zoom 等のオンラインでの手段をとることが多く、旅費等で多額のコストを費やす必要は、軽減した。

4. 研究成果

幸いにしてそれなりの数の邦語および英文による研究論文を執筆・公表することができたし、それらにもとづく、主に英語による国際学術会議での報告も行うことができた。そのうち、主要なものは、下記の通りである。

- (1) 『歴史と理性と憲法と』(勁草書房、2023)226 頁。
- (2) 『憲法の階梯』(有斐閣、2021)239 頁。
- (3) *Towards a Normal Constitutional State: The Trajectory of Japanese Constitutionalism* (Waseda University Press 2021) 347p.

このほか、関連する業績として、教科書の改訂版および英文による書評数篇がある。

これらの業績においては、君主制原理の理論的核心を改めて日本およびヨーロッパ各国の歴史に照らして確認するとともに、君主制原理と国家法人理論および人民主権原理との相剋を理論と実践にわたって描き出すことができた。

(1)の第7章「ボシュエからジャコバン独裁へ 統一への希求」は、ルイ 14 世の治世に活躍したジャック・ベニーニュ・ボシュエの絶対王政論が、単一のイデオロギーによる王国全体の思想的統一を目指すものであったこと、同様のイデオロギーによる統一への志向がフランス革命下のジャコバン独裁において受け継がれていた事情を描く。

(1)の第9章「憲法学は科学か」は、しばしば「進化」として語られる美濃部達吉の国家法人理論と宮沢俊義の「憲法の科学」との関係が、実際には比較不能な枠組みの変移によるものであって、それを「進化」と言い得るか否かは大いに疑わしいこと、そもそも「科学」、つまり純粋な認識の追求のみに価値があるというも、特定の価値判断にもとづく断定であることを描いている。

(2)の第6章「主権は国民に存する」は、ルソーの『社会契約論』に含まれるそれ以前の伝統的な議論の系譜を辿り、ポローニャのアゾーに始まり、パトヴァのマルシリウス、オッカムのウィリアム、ニコラウス・クザーヌス、ジョージ・ローソンへと継受された、集合体としての人民が国家主権の保持者であるとする中世起源の議論がいかんにしてルソーの『社会契約論』へと流入したかを明らかにした。

(3)の第8章 Kant's *Rechtsstaat* and its reception in Japan では、カントの法治国理論を起源とする国家法人理論が美濃部達吉等を通じて日本に継受され、君主制原理(天皇主権原理)との激しい対立を招いたこと、美濃部の継受した国家法人理論が、宮沢俊義等の後の世代に公法学者によって正しく伝えられることがなく、いわば奇形の法理や制度像として現代の教科書類にあらわれていることを明らかにすることができた。

また、(3)の第10章 Constitutional changes in Japan は、大日本帝国憲法下における天皇制と現憲法下における天皇制とを対比し、両者が全く異なる法原理に立脚し、異なる制度論的帰結をもたらすことを描いている。

さらに(3)の終章 What is the constitutional identity of Japan?は、日本の憲法のアイデンティティは何かという問いに対して、それは明治維新と第二次大戦の終戦時の 2 度にわたって根底的に変換したという仮説、日本特有の憲法のアイデンティティなるものは存在せず、憲法に関する普遍的な理念 民主政、基本的人権の尊重、平和の希求 のみが存在するという仮説、そして日本の憲法のアイデンティティは統合失調に陥っており、その原因は、ペリー提督の率い

る黒船来航によって日本が武力の威嚇によって開国を強制されたことに由来しており、上杉慎吉の日本固有の国体理論やアメリカ合衆国を相手とする絶望的な戦争の開始等は、その典型的な症例である誇大妄想のあらわれであるとする仮説を紹介し、第 3 の仮説がもっとも説得的ではあるものの、日本の憲法のアイデンティティが何であるかを探究することの意義、またそもそも何らかの憲法のアイデンティティを保有することにはいかなる意味があるかは、はなはだ不確かであることを指摘する。

以上のうち、(3)の第 8 章および終章は、国際的学術集会での報告の素材ともなっている。

なお、(3)に関しては、テキサス大学教授であるサンフォード・レヴィンソン教授による書評が国際憲法雑誌 *International Journal of Constitutional Law*, vol 21 (2023)に掲載されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 長谷部 恭男	4. 巻 33
2. 論文標題 憲法のアイデンティティと機能	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yasuo Hasebe	4. 巻 38
2. 論文標題 The Validity of Emergency Powers in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Waseda Bulletin of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 認定のルールと憲法典の間	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 417-436
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 4号
2. 論文標題 「不敗の民兵」神話	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田大学法務研究論叢	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 53巻2号
2. 論文標題 スピノザ国家論序説 『エチカ』から『神学・政治論』へ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 1-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hasebe Yasuo	4. 巻 1
2. 論文標題 The Japanese Imperial Monarchy as an Icon of Sociopolitical Signification - Japan's Imperial House in the Postwar Era, 1945?2019. By Kenneth J. Ruoff. Cambridge, MA: Harvard University Asia Center, 2020, 419 pp. Hardcover \$32.00	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Asian Journal of Law and Society	6. 最初と最後の頁 1~3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/als.2022.24	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hasebe Yasuo	4. 巻 20
2. 論文標題 Yasuo Hasebe, Review of Linda Colley, The Gun, The Ship and The Pen: Warfare, Constitutions, and the Making of the Modern World	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 International Journal of Constitutional Law	6. 最初と最後の頁 2085 ~ 2089
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/icon/moad003	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Yasuo Hasebe
2. 発表標題 What is the Constitutional Identity of Japan?
3. 学会等名 International Association of Constitutional Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yasuo Hasebe
2. 発表標題 What is the Constitutional Identity of Japan?
3. 学会等名 International Association of Constitutional Law, Roundtable in Saint Petersburg (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yasuo Hasebe
2. 発表標題 Kant 's Rechtsstaat and Its Reception in Japan
3. 学会等名 8th Asian Forum of Constitutional Law (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計9件

1. 著者名 Yasuo Hasebe	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Waseda University Press	5. 総ページ数 347
3. 書名 Towards a Normal Constitutional State	

1. 著者名 長谷部 恭男	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 239
3. 書名 憲法の階梯	

1. 著者名 長谷部 恭男	4. 発行年 2020年
2. 出版社 文藝春秋	5. 総ページ数 224
3. 書名 戦争と法	

1. 著者名 Yasuo Hasebeほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 458
3. 書名 Routledge Handbook of Comparative Constitutional Change	

1. 著者名 Yasuo Hasebe (edited by Richard Albert)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Hart Publishing	5. 総ページ数 424
3. 書名 Revolutionary Constitutionalism: Law, Legitimacy, Power	

1. 著者名 長谷部恭男	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 891
3. 書名 注釈日本国憲法(3)	

1. 著者名 長谷部恭男	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 442
3. 書名 憲法講話	

1. 著者名 長谷部恭男	4. 発行年 2019年
2. 出版社 羽鳥書店	5. 総ページ数 295
3. 書名 憲法学の虫眼鏡	

1. 著者名 長谷部 恭男	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 232
3. 書名 歴史と理性と憲法と	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------